

◎佐賀県条例第6号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例

佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～168 略					1～168 略				
					<u>168の2</u> 医薬品医療機器等法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査	<u>地域連携薬局の認定を申請する者</u>	<u>地域連携薬局認定申請手数料</u>	<u>11,000円</u>	<u>認定申請のとき</u>
					<u>168の3</u> 医薬品医療機器等法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	<u>地域連携薬局の認定の更新を申請する者</u>	<u>地域連携薬局認定更新申請手数料</u>	<u>11,000円</u>	<u>更新申請のとき</u>

改正前			改正後				
			査				
			168の4 医薬品医療機器等法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局の認定を申請する者	専門医療機関連携薬局認定申請手数料	11,000円	認定申請のとき
			168の5 医薬品医療機器等法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査	専門医療機関連携薬局の認定の更新を申請する者	専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料	11,000円	更新申請のとき
169～174の7 略			169～174の7 略				
175 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	薬局開設、医薬品の販売業、高度管理医療機器等の	略	175 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令	薬局開設の許可証、地域連携薬局等の認定証又は医	略		

改正前		改正後	
<p>(昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。)</p> <p>第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付</p>	<p>販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者</p>	<p>(昭和36年政令第11号。以下「医薬品医療機器等法施行令」という。)</p> <p>第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、<u>医薬品医療機器等法施行令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局若しくは専門医療機関連携薬局</u>（以下この号及び次号において「<u>地域連携薬局等</u>」という。）の認定証又は医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医</p>	<p>薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付を受けようとする者</p>

改正前			改正後		
				薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付	
176 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設又は医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の	薬局開設、 <u>医薬品の販売業</u> 、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付を受けようとする者	略	176 医薬品医療機器等法施行令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証、 <u>医薬品医療機器等法施行令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局等の認定証</u> 又は医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販	薬局開設の許可証、 <u>地域連携薬局等の認定証</u> 又は医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の再	略

改正前				改正後			
再交付				売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業若しくは再生医療等製品の販売業の許可証の再交付	交付を受けようとする者		
176の2～407の8の2 略				176の2～407の8の2 略			
407の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	略	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ一の建築物につき次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適	略	407の9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	略	次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ一の建築物につき次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適	略

改正前		改正後	
	<p>合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額) の手数料を加算した額)</p> <p>(1) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分を有しないもの次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 35,000円 (適合証(住宅にあつては住宅</p>		<p>合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額) の手数料を加算した額)</p> <p>(1) 一戸建ての住宅で住宅以外の用途に供する部分を有しないもの次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 35,000円 (適合証(住宅にあつては住宅</p>

改正前		改正後	
	<p>の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、非住宅建築物にあっては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、同法第30条第1項第1号に規定する基準に適合すると証明した書類又はこ</p>		<p>の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が、非住宅建築物にあっては建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が、同法第35条第1項第1号に規定する基準に適合すると証明した書類又はこ</p>

改正前			改正後		
		れに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)が提出される場合にあつては、5,000円) イ 略 (2)～(5) 略			れに相当すると認められる書類をいう。以下この号において同じ。)が提出される場合にあつては、5,000円) イ 略 (2)～(5) 略
407の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略		407の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	略	
407の11 建築物のエネルギー	略		407の11 建築物のエネルギー	略	

改正前		改正後	
一消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査		一消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査	
407の12～494 略		407の12～494 略	
備考 略		備考 略	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。ただし、別表第1第407号の9から第407号の11までの改正規定は令和3年4月1日から、次項の規定は令和3年6月1日から施行する。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事前申請に係る手数料の徴収)

- 2 令和3年8月1日前に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項の規定により同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の2第1項又は第6条の3第1項の認定の申請があった場合の手数料については、この条例による改正後の佐賀県手数料条例別表第1第168号の2及び第168号の4の規定の例による。